

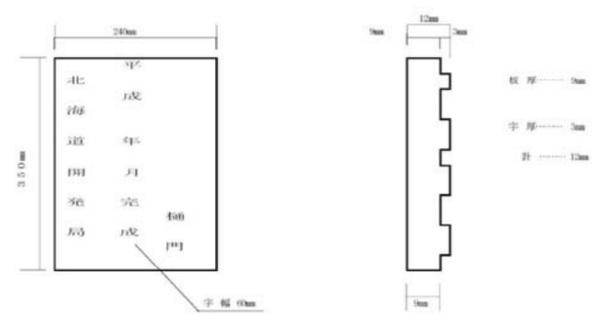
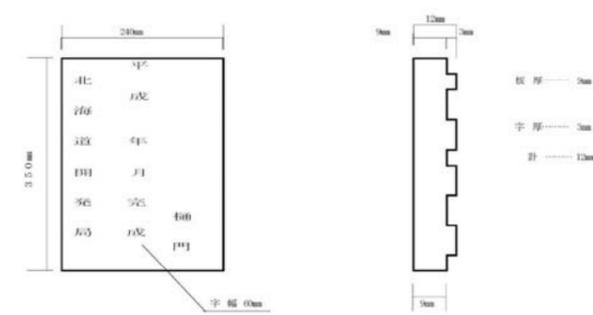
現 行	改 定 (案)	適 用
<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p><b>1-1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（<del>平成23年2月4日一部変更閣議決定</del>）に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。</p> <p><b>1-1-2-9 グリーン購入法に基づく特定調達品目について</b></p> <p>1. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とし、環境への負荷の低減に資する物品等の調達を推進するために「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称、「グリーン購入法」という、平成12年法律第100号）が平成13年4月に全面施行された。公共工事においても、環境負荷低減に資する物品等（特定調達品目）が指定されており、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に使用することとする。特定調達品目における判断基準・施工条件等については国土交通省<del>国土技術政策総合研究所</del>HP掲載「平成23年度特定調達品目調達ガイドライン（案）」を参照すること。 (<a href="http://www.nitim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/green/tyoutatu.htm">http://www.nitim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/green/tyoutatu.htm</a>)</p> <p><b>1-1-2-10 技術調整会議の実施について</b></p> <p>（設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事）</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン案」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン案」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html</a>) （設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事）</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p>	<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p><b>1-1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、<u>環境省ホームページに掲載されている「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」</u>に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。 (<a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html</a>)</p> <p>設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。</p> <p><b>1-1-2-9 グリーン購入法に基づく特定調達品目について</b></p> <p>1. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とし、環境への負荷の低減に資する物品等の調達を推進するために「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称、「グリーン購入法」という、平成12年法律第100号）が平成13年4月に全面施行された。公共工事においても、環境負荷低減に資する物品等（特定調達品目）が指定されており、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的に使用することとする。特定調達品目における判断基準・施工条件等については国土交通省HP掲載「平成25年度特定調達品目調達ガイドライン（案）」を参照すること。 (<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/green.html">http://www.mlit.go.jp/tec/green.html</a>)</p> <p><b>1-1-2-10 技術調整会議の実施について</b></p> <p>（設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事）</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。<u>ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事については、その限りではない。</u></p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html</a>) （設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事）</p>	<p>記載内容が古い情報であったため、最新の内容に合うよう記載を変更</p> <p>記載内容が古い情報であったため、最新の内容に合うよう記載を変更</p> <p>語句修正 ×設計図書の照査ガイドライン案 ○設計図書の照査ガイドライン</p> <p>実施要領の表現に基づき文章を修正</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン案」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン案」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html</a>)</p> <p><b>1-1-2-11 中間技術検査</b></p> <p>1. 中間技術検査対象工事については、北海道開発局工事技術検査基準（平成19年2月1日北開局工管第206-1号）第4条に基づき実施するものとし、実施時期については、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定するものとする。 また、実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。 (工事成績優秀企業への中間技術検査減免措置) 請負工事成績評価結果の取扱いについて（平成18年10月26日北開局工管第128号）の2及び請負工事成績評価結果取扱細則3. 認定優秀企業に対する措置により「工事成績優秀企業」として認定されている企業が、7工種（①一般土木工事、②舗装工事、③鋼橋上部工事、④P Sコンクリート工事、⑤しゅんせつ工事、⑥グラウト工事⑦維持工事）の工事を施工する場合に、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、中間技術検査減免の適用の対象外とする。</p> <p><b>1-1-2-12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について</b></p> <p>1. 北海道開発局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報を行った場合には、速やかに事実関係を書面により発注者に報告すること。</p> <p>3. (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4. 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程が遅れる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>	<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 (<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html</a>)</p> <p><b>1-1-2-11 中間技術検査</b></p> <p>1. 中間技術検査対象工事については、北海道開発局工事技術検査基準（平成19年2月1日北開局工管第206-1号）第4条に基づき実施するものとし、実施時期については、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定するものとする。 また、実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。 (工事成績優秀企業への中間技術検査減免措置) 請負工事成績評価結果の取扱いについて（平成18年10月26日北開局工管第128号）の2及び請負工事成績評価結果取扱細則3. 認定優秀企業に対する措置により「工事成績優秀企業」として認定されている企業が、7工種（①一般土木工事、②舗装工事、③鋼橋上部工事、④P Sコンクリート工事、⑤しゅんせつ工事、⑥グラウト工事⑦維持工事）の工事を施工する場合に、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、中間技術検査減免の適用の対象外とする。</p> <p><b>1-1-2-12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について</b></p> <p>1. 北海道開発局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報を行った場合には、速やかに事実関係を書面により発注者に報告すること。</p> <p>3. (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4. 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程が遅れる</p>	<p>語句修正 ×設計図書の照査ガイドライン案 ○設計図書の照査ガイドライン</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
<p style="text-align: center;">北海道開発局独自</p> <p><b>1-1-2-13 工事不具合等発生時の措置について</b></p> <p>1. 工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p> <p><b>1-1-2-14 ワンデーレスポンス</b></p> <p>1. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。</p> <p><b>1-1-2-15 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】</b></p> <p>1. 公共工事等における新技術活用対象工事について、受注者は指定された新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム (NETIS) URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp">http://www.netis.mlit.go.jp</a>」に記載されている「評価情報」や「申請情報」に留意するものとする。</p> <p>2. 受注者は指定された新技術の施工にあたって疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. 前項により当該技術に係わる変更が生じる場合は、受注者は監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。</p> <p>4. 受注者は、指定された新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、指定された新技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。</p> <p>ただし、「新技術情報提供システム (NETIS)」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。</p> <p>※活用効果調査入力システムの URL</p> <p><a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4</a></p> <p>6. 受注者は、対象工事によって知り得た当該技術に関わる情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。</p> <p>(他の工種で「施工者希望型」等による新技術の申請をする場合)</p> <p>7. 受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の新技術について検討し、活用可能な新技術等 (ただし1項で指定する新技術の工種を除く) がある場合は、提案を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">北海道開発局独自</p> <p>等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p><b>1-1-2-13 工事不具合等発生時の措置について</b></p> <p>1. 工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p> <p><b>1-1-2-14 ワンデーレスポンス</b></p> <p>1. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。</p> <p><b>1-1-2-15 公共工事等における新技術活用【発注者指定型】</b></p> <p>1. 公共工事等における新技術活用対象工事について、受注者は指定された新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム (NETIS) URL <a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp</a>」に記載されている「評価情報」や「申請情報」に留意するものとする。</p> <p>2. 受注者は指定された新技術の施工にあたって疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認のうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. 前項により当該技術に係わる変更が生じる場合は、受注者は監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。</p> <p>4. 受注者は、指定された新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。</p> <p>5. 受注者は、指定された新技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、活用効果調査入力システムにより調査表を作成し監督職員へ調査終了後速やかに提出するものとする。</p> <p>ただし、「新技術情報提供システム (NETIS)」で「活用効果調査」が不要と位置付けされた技術を除く。</p> <p>※活用効果調査入力システムの URL</p> <p><a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp?TabType=4</a></p> <p>6. 受注者は、対象工事によって知り得た当該技術に関わる情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。</p> <p>(他の工種で「施工者希望型」等による新技術の申請をする場合)</p> <p>7. 受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の新技術について検討し、活用可能な新技術等 (ただし1項で指定する新技術の工種を除く) がある場合は、提案を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">リンクの修正</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p>提出するものとする。</p> <p>4. 工事完成時には、イメージアップの実施写真を提出するものとする。</p> <p><b>1-1-2-25 工事で発生する副産物等の取り扱いについて</b></p> <p>工事で発生する建設副産物については、<b>書き</b>のとおり取り扱うこととし、各品目毎の取り扱いは、各品目毎の記載事項によること。</p> <p>1. 各品目毎に記載されている再資源化施設等は積算上の条件明示であり、副産物及び廃棄物を搬出する再資源化施設や最終処分場を指定するものではない。ただし、受注者の任意により<b>本仕様書</b>で明示されている施設以外の施設へ搬出する場合であっても設計変更の対象としない。また、受注者が任意の施設へ搬出する場合であっても再資源化施設へ搬出することを原則とし、最終処分場へ搬出する場合はその理由等について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 下記のようなやむを得ない事情が生じた場合は、設計変更の対象とする場合がある。</p> <p>(1) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なっている場合。</p> <p>(2) 搬出施設が受入可能量を超える等、<b>本仕様書</b>で明示した再資源化施設での処理が不可能になった場合。</p> <p>(3) 処理業者の不適正な行為を行政機関が確認し、業務停止となった場合。</p> <p>3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。</p> <p>4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。</p> <p>5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。</p> <p>6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。</p> <p>※建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）</p> <p>※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）</p> <p>※建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日 国土交通省）</p> <p>7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。</p> <p><b>1-1-2-26 特定外来生物（植物）について</b></p> <p>1. 事前調査</p>	<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p>提出するものとする。</p> <p>4. 工事完成時には、イメージアップの実施写真を提出するものとする。</p> <p><b>1-1-2-25 工事で発生する副産物等の取り扱いについて</b></p> <p>工事で発生する建設副産物については、<b>下記</b>のとおり取り扱うこととし、各品目毎の取り扱いは、各品目毎の記載事項によること。</p> <p>1. 各品目毎に記載されている再資源化施設等は積算上の条件明示であり、副産物及び廃棄物を搬出する再資源化施設や最終処分場を指定するものではない。ただし、受注者の任意により<b>特記仕様書</b>で明示されている施設以外の施設へ搬出する場合であっても設計変更の対象としない。また、受注者が任意の施設へ搬出する場合であっても再資源化施設へ搬出することを原則とし、最終処分場へ搬出する場合はその理由等について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 下記のようなやむを得ない事情が生じた場合は、設計変更の対象とする場合がある。</p> <p>(1) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なっている場合。</p> <p>(2) 搬出施設が受入可能量を超える等、<b>特記仕様書</b>で明示した再資源化施設での処理が不可能になった場合。</p> <p>(3) 処理業者の不適正な行為を行政機関が確認し、業務停止となった場合。</p> <p>3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。</p> <p>4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。</p> <p>5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。</p> <p>6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。</p> <p>※建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）</p> <p>※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）</p> <p>※建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日 国土交通省）</p> <p>7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。</p> <p><b>1-1-2-26 特定外来生物（植物）について</b></p> <p>1. 事前調査</p>	<p>誤字訂正 ×書き→○下記</p> <p>語句訂正 ×本仕様書→○特記仕様書</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
<p style="text-align: center;">北海道開発局独自</p> <p><b>1-3-3-4 品質管理</b></p> <p>1. 受注者は、1日当たりレディ-ミクストコンクリートの使用量が100m3以上施工するコンクリート工において、「レディ-ミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディ-ミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディ-ミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下測定要領という）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>2. 測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準・測定結果と対応」により実施すること。</p> <p><b>第10節 寒中コンクリート</b></p> <p><b>1-3-10-3 養生</b></p> <p>6. 所定の品質のコンクリートを造るため、一般に行う管理試験のほかに、コンクリートの打ち込み温度と保温された空間の温度を測定しなければならない。</p> <p>7. マスコンクリート及びその他コンクリート温度の測定が特に必要な構造物については監督職員の指示による。</p> <p>8. 養生の打ち切り、型わく、支保工の取りはずし時期の適否の確認は、現場のコンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体の強度試験によるほか、コンクリート温度の記録から推定した強度によって行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 材 料 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 土木工事材料</b></p> <p><b>第1節 土工</b></p> <p><b>2-2-1-1-1 一般事項</b></p> <p>2. 工事に使用する土は、その目的に適合する土質で、施工前に資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>第3節 骨材</b></p> <p><b>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</b></p> <p>9. アスファルト舗装用粗骨材</p> <p style="text-align: center;">3 - 29</p>	<p style="text-align: center;">北海道開発局独自</p> <p><b>1-3-3-4 品質管理</b></p> <p>1. 受注者は、1日当たりレディ-ミクストコンクリートの使用量が100m3以上施工するコンクリート工において、「レディ-ミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディ-ミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディ-ミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下測定要領という）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>2. 測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準・測定結果と対応」により実施すること。</p> <p><b>第10節 寒中コンクリート</b></p> <p><b>1-3-10-3 養生</b></p> <p>6. 所定の品質のコンクリートを造るため、一般に行う管理試験のほかに、コンクリートの打ち込み温度と保温された空間の温度を測定し、<u>コンクリートの品質に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、施工計画を変更し適切な対応を講じなければならない。</u></p> <p>7. マスコンクリート及びその他コンクリート温度の測定が特に必要な構造物については監督職員の指示による。</p> <p>8. 養生の打ち切り、型わく、支保工の取りはずし時期の適否の確認は、現場のコンクリートとできるだけ同じ状態で養生した供試体の強度試験によるほか、コンクリート温度の記録から推定した強度によって行うものとする。</p> <p>9. <u>コンクリートは、施工中の予想される荷重に対して十分な強度が得られるまで養生しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 材 料 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 土木工事材料</b></p> <p><b>第1節 土工</b></p> <p><b>2-2-1-1-1 一般事項</b></p> <p>2. 工事に使用する土は、その目的に適合する土質で、施工前に資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">3 - 29</p>	<p>コンクリート標準示方書の記載内容に合わせて語句修正</p>

現 行	改 定 (案)	適 用																																																																								
<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p style="text-align: center;">ゴムの品質規格</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 態</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>MPa [kgf/cm<sup>2</sup>]</td> <td>14.7以上 [150以上]</td> <td>JIS K 6251 ダンベル3号</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>%</td> <td>350以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td>[目盛]</td> <td>65±5</td> <td>JIS K 6253 タイプA JIS K 6257 70±1°C×96時間</td> </tr> <tr> <td>※老化試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さの変化率</td> <td>%</td> <td>-15以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸びの変化率</td> <td>%</td> <td>±40以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬さの変化率</td> <td>[目盛]</td> <td>0～+15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 可撓矢板、打込作業に当たっては、仮固定されている頭部及び先端部を分離しなければならない。また、分離作業が確認出来るよう、写真管理を行うこと。</p> <p>(3) 受注者は、詳細図、施工図等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p><b>第8節 付属物設置工</b>  <b>6-3-8-5 銘板工</b>  2. 銘板の材質はブロンズを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p> 	試験項目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	常 態				引張強さ	MPa [kgf/cm <sup>2</sup> ]	14.7以上 [150以上]	JIS K 6251 ダンベル3号	伸 び	%	350以上		硬 さ	[目盛]	65±5	JIS K 6253 タイプA JIS K 6257 70±1°C×96時間	※老化試験				引張強さの変化率	%	-15以内		伸びの変化率	%	±40以内		硬さの変化率	[目盛]	0～+15		<p style="text-align: right;">北海道開発局独自</p> <p style="text-align: center;">ゴムの品質規格</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 態</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>MPa [kgf/cm<sup>2</sup>]</td> <td>14.7以上 [150以上]</td> <td>JIS K 6251 ダンベル3号</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>%</td> <td>350以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td>[目盛]</td> <td>55~70</td> <td>JIS K 6253 タイプA JIS K 6257 70±1°C×96時間</td> </tr> <tr> <td>※老化試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さの変化率</td> <td>%</td> <td>-20以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸びの変化率</td> <td>%</td> <td>±40以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬さの変化率</td> <td>[目盛]</td> <td>0～+15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 可撓矢板、打込作業に当たっては、仮固定されている頭部及び先端部を分離しなければならない。また、分離作業が確認出来るよう、写真管理を行うこと。</p> <p>(3) 受注者は、詳細図、施工図等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p><b>第8節 付属物設置工</b>  <b>6-3-8-5 銘板工</b>  2. 銘板の材質はブロンズを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p> 	試験項目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	常 態				引張強さ	MPa [kgf/cm <sup>2</sup> ]	14.7以上 [150以上]	JIS K 6251 ダンベル3号	伸 び	%	350以上		硬 さ	[目盛]	55~70	JIS K 6253 タイプA JIS K 6257 70±1°C×96時間	※老化試験				引張強さの変化率	%	-20以内		伸びの変化率	%	±40以内		硬さの変化率	[目盛]	0～+15		<p>規格値の変更</p>
試験項目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																																																							
常 態																																																																										
引張強さ	MPa [kgf/cm <sup>2</sup> ]	14.7以上 [150以上]	JIS K 6251 ダンベル3号																																																																							
伸 び	%	350以上																																																																								
硬 さ	[目盛]	65±5	JIS K 6253 タイプA JIS K 6257 70±1°C×96時間																																																																							
※老化試験																																																																										
引張強さの変化率	%	-15以内																																																																								
伸びの変化率	%	±40以内																																																																								
硬さの変化率	[目盛]	0～+15																																																																								
試験項目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																																																							
常 態																																																																										
引張強さ	MPa [kgf/cm <sup>2</sup> ]	14.7以上 [150以上]	JIS K 6251 ダンベル3号																																																																							
伸 び	%	350以上																																																																								
硬 さ	[目盛]	55~70	JIS K 6253 タイプA JIS K 6257 70±1°C×96時間																																																																							
※老化試験																																																																										
引張強さの変化率	%	-20以内																																																																								
伸びの変化率	%	±40以内																																																																								
硬さの変化率	[目盛]	0～+15																																																																								
3 - 50	3 - 50																																																																									

2) 客土及び購入土の品質基準は、下記のとおりとし搬入前に土壌検査結果を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

客土及び購入土の品質基準

項目	基準
土性	砂壤土、壤土、植壤土
粘度分布	粘土含量 0~25% シルト 0~45% 砂 38~85% 礫（径2~20mm） 50%以下
構造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	10 <sup>-3</sup> cm/sec 以上
有効水分	80 □/m <sup>3</sup> 以上
土壌酸度	pH5.5~7.0 程度
腐植置換容量	3%以上
塩基置換容量	6me/100g 以上
りん酸吸収係数	500~2,000mg/100g
その他	雑草、石礫、植物の生育に有害な雑物等を含んでいないこと。

項目	基準
土性	砂壤土、壤土、 <b>埴</b> 壤土
<b>粒</b> 径分布	粘土含量 <b>15%以上</b> 砂含量 <b>30~80%</b> シルト含量 0~45% 礫（径2~20mm） 50%以下
構造	ある程度団粒構造が認められるもの
透水係数	10 <sup>-5</sup> m/s 以上
有効水分	80 <del>□</del> /m <sup>3</sup> 以上
土壌酸度 (pH:H <sub>2</sub> O)	pH5.5~7.0 程度
<b>腐植</b> 含量	<b>30g/kg</b> 以上
塩基置換容量	<b>6cmol (+)/kg</b> 以上
<b>リン酸</b> 吸収係数	<b>15,000mg/kg</b> 以下
その他	雑草・石礫 <b>のほか</b> 植物の生育に有害な <b>物質</b> を含んでいないこと

(出典：「北海道の道路緑化に関する技術資料(案)」)

規格値の変更

現 行	改 定 (案)	適 用																
<p style="text-align: center;"><b>4. 試験方法</b></p> <p><b>4-1 突固め試験方法</b>  <b>4-1-1 (適用と方法)</b>  この試験方法は盛土施工にあたって締固め度を決定するために行うものであり、JISA 1210「突固めによる土の締固め試験方法」に従うものとし、試験方法は原則としてA法で行うものとする。ただし、試料の許容最大粒径が19mmよりも大きく40mm以下の試料についてはれき補正によらずB法によるものとする。なお、試料の準備方法および使用法は、次表の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5-1-1 試料の準備方法および使用法</p> <table border="1" data-bbox="305 747 1020 911"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>呼び名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な土。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>土粒子が砕け易い土、あるいは比較的含水比が高い、粘性土などのようなオーバーコンパクションを生ずる恐れのある土。</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>風化火山灰のように乾燥の影響を強く受ける土。</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4-1-2 (規定粒径以上のれきを含む土の密度補正法)</b>  (適用と方法)  この補正法は、規定粒径以上のれきを多く含む土の室内突固め試験値に対する補正法を示したものである。この補正法は、Walker-Holtsの理論によったもので、土質工学会編土質試験法、締固め試験の章に従うものとする。  規定粒径以上のれきを含む土の乾燥密度は次の式によって計算する。</p> $\rho_d = \frac{1}{\frac{(1-P)}{\rho_{d1}} + \frac{(1+w\rho_s/\rho_w)P}{\rho_s}}$ <p>ここに、  <math>\rho_{d1}</math> : 土のみの乾燥密度  <math>\rho_s</math> : れき(規定粒径以上)粒子の密度  <math>w</math> : れき(規定粒径以上)の含水比  <math>\rho_w</math> : 水の密度  <math>P</math> : れきの混合比</p> $P = \frac{ms_2}{ms_1 + ms_2}$ <p style="text-align: center;"><math>ms_1</math> : 土の固体の部分の質量  <math>ms_2</math> : れきの固体の部分の質量</p> <p>(注) 補正標準値の適用範囲は混れき率 30~40%以下とする。</p> <p style="text-align: center;">4 - 30</p>	土 質	呼び名	一般的な土。	a	土粒子が砕け易い土、あるいは比較的含水比が高い、粘性土などのようなオーバーコンパクションを生ずる恐れのある土。	b	風化火山灰のように乾燥の影響を強く受ける土。	c	<p style="text-align: center;"><b>4. 試験方法</b></p> <p><b>4-1 突固め試験方法</b>  <b>4-1-1 (適用と方法)</b>  この試験方法は盛土施工にあたって締固め度を決定するために行うものであり、JISA 1210「突固めによる土の締固め試験方法」に従うものとし、試験方法は原則としてA法で行うものとする。ただし、試料の許容最大粒径が19mmよりも大きく40mm以下の試料についてはれき補正によらずB法によるものとする。なお、試料の準備方法および使用法は、次表の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5-1-1 試料の準備方法および使用法</p> <table border="1" data-bbox="1383 743 2098 907"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>呼び名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な土。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>土粒子が砕け易い土、あるいは比較的含水比が高い、粘性土などのようなオーバーコンパクションを生ずるおそれのある土。</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>風化火山灰のように乾燥の影響を強く受ける土。</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4-1-2 (規定粒径以上のれきを含む土の密度補正法)</b>  (適用と方法)  この補正法は、規定粒径以上のれきを多く含む土の室内突固め試験値に対する補正法を示したものである。この補正法は、Walker-Holtsの理論によったもので、土質工学会編土質試験法、締固め試験の章に従うものとする。  規定粒径以上のれきを含む土の乾燥密度は次の式によって計算する。</p> $\rho_d = \frac{1}{\frac{(1-P)}{\rho_{d1}} + \frac{(1+w\rho_s/\rho_w)P}{\rho_s}}$ <p>ここに、  <math>\rho_{d1}</math> : 土のみの乾燥密度  <math>\rho_s</math> : れき(規定粒径以上)粒子の密度  <math>w</math> : れき(規定粒径以上)の含水比  <math>\rho_w</math> : 水の密度  <math>P</math> : れきの混合比</p> $P = \frac{ms_2}{ms_1 + ms_2}$ <p style="text-align: center;"><math>ms_1</math> : 土の固体の部分の質量  <math>ms_2</math> : れきの固体の部分の質量</p> <p>(注) 補正標準値の適用範囲は混れき率 30~40%以下とする。</p> <p style="text-align: center;">4 - 30</p>	土 質	呼び名	一般的な土。	a	土粒子が砕け易い土、あるいは比較的含水比が高い、粘性土などのようなオーバーコンパクションを生ずるおそれのある土。	b	風化火山灰のように乾燥の影響を強く受ける土。	c	<p style="text-align: center;">語句の修正</p>
土 質	呼び名																	
一般的な土。	a																	
土粒子が砕け易い土、あるいは比較的含水比が高い、粘性土などのようなオーバーコンパクションを生ずる恐れのある土。	b																	
風化火山灰のように乾燥の影響を強く受ける土。	c																	
土 質	呼び名																	
一般的な土。	a																	
土粒子が砕け易い土、あるいは比較的含水比が高い、粘性土などのようなオーバーコンパクションを生ずるおそれのある土。	b																	
風化火山灰のように乾燥の影響を強く受ける土。	c																	